

## 平成19年9月21日

### 会議録 審査内容

#### ◇会議録

- 1 日 時 平成19年9月21日  
開会 10時00分 閉会 10時51分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 中野敏勝  
委 員 杉山晴夫 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏  
永井繁樹  
議 長 古川 稔
- 4 欠席委員 杉坂達男
- 5 傍 聴 者 中橋友子 谷口和弥 野原恵子
- 6 事 務 局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件 陳情第6号 身体障害者福祉に関する陳情書  
陳情第7号 生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情書
- 8 審査結果 別 紙
- 9 審査内容 別 紙

委員長 中 野 敏 勝

## ◇審 議 内 容

(10:00 開始)

- 委員長（中野敏勝） ただいまから民生常任委員会を開催いたします。  
会議の前に、杉坂委員より、今日、欠席の届があります。直接、私の方で受けております。  
それでは、本日に委員会を開催いたします。  
本日の委員会は、先に継続審査となりました、陳情第6号、及び陳情第7号の審査をいたします。  
それでは陳情第6号、身体障害者福祉に関する陳情を議題といたします。  
本陳情については、各委員のご意見をお聞きしたいと思います。  
ご意見のある方は挙手をお願いいたします。  
増田委員。
- 委員（増田武夫） この前、この場でこの取り扱いについての進め方を取り下げてもらおうかとか  
なんとかとかね、その結果がどうなったのかね、もしそれが駄目だとすれば、どうするかという話に  
なると思うのでね、それを報告してもらおうことだと思うのですが。
- 委員長（中野敏勝） その報告について、事務局の方からお願いします。  
事務局長。
- 事務局長（堂前芳昭） 過日、ご本人とお話をさせていただき、本陳情について、本人の意思が  
この本陳情について、この内容で審査をお願いをしたいというご意思でございましたので、それに  
沿いまして、今回、そのままの状態で審議をするということをお願いいたします。
- 委員長（中野敏勝） 増田委員。
- 委員（増田武夫） ある意味では当然のことだと思うのですが、そうであるとすれば、本委員会  
として部分採択なり、主旨採択なりはどうかという話になるかと思うのですが、例えば、部分  
採択ということになれば、水道の減免措置をしてほしいと、そういうことについて、その主旨は理  
解できるわけで、その点についてどうするかぐらいは思わないかと思うのですが、部分採択とい  
ことにはならないでしょうかね。一部採択という言い方もあるかと。
- 委員長（中野敏勝） 今のような意見が出ておりますけれども、他に意見は。  
牧野委員。
- 委員（牧野茂敏） 先ほど、局長の方からお話あったわけですが、提出者ご本人意見として  
は、総体としてというような強い信念が、私も近くだったんですから、ご意見伺ったわけだ  
けれども、総体としてやってほしいというような、強い意見でありました。  
したがって部分採択ということにはならないと思いますので、総体的にどうかということで審査  
していただきたいと思います。
- 委員長（中野敏勝） 他にご意見ありませんか。  
永井委員。
- 委員（永井繁樹） 今、二つの意見が出されていると思いますけれども、これは、あくまでも議会  
側に出てきています陳情ですから、中身を見てですね、例えば、これだったら採択になれる、こ  
っちだったら採択になれる、いろんな項目がありますけど、そのご本人が一括ということは、これを  
そのまま審査してくれという意味だと思うのですよね。陳情項目を一括でということはね、もち  
ろんそうなのですが、そこから先、議会がですね、これを一括で審査するのか、中にはこういった  
ものを拾い上げなければいけないものがあるから、一部採択ということもあるし、主旨採択とい  
う方法もありますから、それは、この委員会で決めるのであって、そのご本人の意思は意思で尊重しま

すけどもね、採択をどのようにするかは、あくまでもこの委員会決定ですから、ここで、一括で採択か不採択をするのか、それとも、拾い上げて一部採択にするのか、そういったところの方向性が今、ばらけていますから、少なくともここを統一しないと、話が前に進まないということで、ただ、私はご本人の意は分かりますけども、委員会で一部採択だったら、それはそれでいいと思いますよ。

それは、本人の意思とは全く別の所ですね、委員会が判断するわけですから、そのへんの整理をされたらどうですか。

○委員長（中野敏勝） 今、意見が分かれています。この他にご意見ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 私の意見としましては、やはり、陳情、1、2、3一括してということで、部分採択ということは賛成しかねます。

○委員長（中野敏勝） 杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 一括で考えたいです。

○委員長（中野敏勝） 一括で審議という意見が多いようです。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 先ほど増田委員から主旨採択というお話もあったんですが、これは、確かに主旨は、身体障害者のことですからよくわかるんですけども。普通の採択、不採択にするのか、主旨採択を取り上げるのか、そのへんについてはどうですか。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員のような意見がでておりますけども、これについてのご意見ございますでしょうか。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 一括審議がよろしいかと思えます。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩します。

（10：08 暫時休憩）

（10：16 再開）

○委員長（中野敏勝） それでは休憩をといて再開します。

今、意見の中でですね、一部採択という意見が多いようですけども、この形でよろしいでしょうか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 休憩中いろいろお話をさせてもらいましたが、この項目の中で、唯一ですね、自治体として検討できる可能性のあるものというのは、上下水道だと思いますので、一部採択という条件の中で、この部分を文章にして報告をされるという方法が一番いいのではないかと思います。

ご審議いただきたいと思えます。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議ないようですので、今言われた水道の部分の一部採択ということで行っていきたいと思えます。

次に陳情第7号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情を議題といたします。

本陳情については、各委員のご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 陳情の項目一つ一つなんですけど、前回に水際作戦のことなどについても、意見がだされていたわけですが、一番目の陳情項目ですけれども、各自治体の発表した、生活保護の相談に対する申請及び開始の割合というのが発表されているんですけど、それによりますと、全国平均では生活保護の相談に訪れた件数のうち、申請に至ったのが全国平均で30.7%、相談に訪れた件数の約3割が申請書を渡されて申請に至っていると。こういうことで、自治体によって相談件数のとらえ方に差があるということで、いろいろはっきりした数字ではないんですけども、自治体が発表している件数はそれだと。それで、そのうち実際に生活保護に受給にいたった件数が28.0%ということで、その点でもいかに申請まで行くのが困難かということが想像していただけるのではないかと思うのですよね。その点で前回もお話しましたが、全国的にいろいろセンセーショナルな事件になっているのも全国でちらほら見られるんですよね。特に北九州なんか、去年2ということがあったということで、北九州市の市では生活保護要請検証委員会というものまで設けて、その問題について議論しているんですよね。その検証委員会では大学教授だとか、弁護士だとかいろんな方が参加して、そういうところで、そのホームページも見てみますと、何回にもわけて、そういう、北九州の件は6月10日の早朝には自殺しておられた60歳の男性が発見されたんですけど、所持金がわずか千円で、その5日前には生活保護の申請を拒否されていたという、その男性はケースワーカーから、働かないなら死ぬと言われてた、友人に話していたというような問題もあって、台問題になったということです。

それから、52歳の男性が7月10日に餓死しているのが見つかったんですけども、これも、その前の年の12月7日に申請に行って、12月26日に保護対象決定されたんですけど、その後、その都度、その都度働く口を探せ探せということを追われて、働けない状態、3つ病気を抱えていて、働けない状態に、なかなか仕事に就けない状態だったんですけども、働けと言われてたということで、無理に辞退届を書かされたという格好になって、その後、いよいよ生活できなくなって餓死してしまったという、そういう事件が起きて今全国的に大きな問題になったんですけど、その前からも、東京ですとか、いろんな所で、札幌の白石区でもそういうような申請が受理されないで餓死したというのがあったり、そういうことがあるんですけども、やはり、そういう非常に生活保護を受けるのに困難な状況、いわゆる水際でそういうものをなるべく減らそうとという、本来受ける資格があるのに受けられないという問題があるんですけど、私が皆さんにお配りした資料の4ページの中に、日本弁護士会が今の状況を調査して、述べているところがあるんですけど、捕捉率の低さということで、政府がそういう統計を出していないので、非常に大学の先生だとかそういうものが、いろいろ調べているんですけど、ある先生は、捕捉率、実際に生活保護を受ける水準があるんだけど、実際に受けているのが20%だと、ある先生は16%と推計しているというようなことで、この陳情書にも、政府がそういう捕捉率を調査してくれという項目もあるんですけども、なかなか政府は調査しようとしないうけですけども、外国と比べると、その捕捉率がすごく低いんだということが、この文章でも述べられているんですよね。

その3番目には窓口規制、これは水際作戦と同じ意味なんですけど、弁護士連合会が、全国相談所を開いたところ、そういう窓口で拒否されているという例が、すごくその相談でも多かったんだという数字が出ています。

そのことと、それから行政が発表している、30.7%、申請に至るものが30.7%だという、そういう数字を見ましても、やはりこの陳情の1番で言っています、きちんと法律に則って生活保護が申請できるように、申請したからと言って支給に至るとは限らないんですけども、少なくとも、申請

がきちっとできるような状態にしてくれというのが、利を得ているなというふうに思います。

それから、2番目についてはこの間も申し上げたとおりで、なかなか、これもまた、生活保護費を減らす一つの手段だったんですが、実際、そういうものを受けようとする人は、そう高価な住宅に入っているなんていうのも少ないと思うのですが、長生きした場合なんかには、家を失ってしまうという状態にもなりかねないような状況で、これも、やはり大きな問題を残すのではないかとこのように思います。これは弁護士連合会などにもこの問題は取り上げて論じていますけども、すでに19年から始まってしまっただけですけども、それを止めてほしいと、結局、申請にいても、そういう形で、自治体から借りるというのではなくて、民間から借りるというような形になっていくわけですけども、本来の姿ではないのではないかなというふうに思うのですよね。

3、4、5、6のこれらについては、この間も述べたとおりであります。弁護士連合会でも今の国民が置かれている生活状態なんかについても、詳細に述べておきまして、やはり、今の格差社会の厳しさというものが、よく調査されていると思うのですが、そうした弁護士連合会の決議なんかを参照しても、この陳情の主旨はよく理解できると、そのように思います。

○委員長（中野敏勝） 杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 増田委員に反論するわけではございませんけども、申請して30.7%しか相談して受理されなかったというお話ですけども、一応生活保護法には基準がございますし、ケースワーカーはその基準によってその方にアウトラインをお聞きするんだと思います。いきなり、正式申請でなくてですね、民生委員を中に入れてですね、その基準に合わなければ申請してもこれは却下されますよということで、正式な申請を受理しないのではないかというふうに私は思うわけです。

基準があるんですから、それでも出してくれというのは拒否できないから、受理した内、28%しか決定されなかったというようなことで、一概にこの数字で水際作戦なんていうことには私は思います。

いろいろ困っている方がいるのにというような弁護士会の云々というのがありますが、帯広市の市あたり行くと、焼酎片手に酔っ払ってですね、俺は生活保護受けているんだけどと言って、たむろしている、そういう事例もあります。だから、これは全国的にそういうのがどんなふうなのかですね、増田委員言われるようにある一部を拾ってと言われることもあると思います。私もそういう実態を見ております。本当に、市役所行って、福祉事務所へ行って言ってやりたいくらいな豪語されている方もおります。こんなこともあるということを感じているところであります。

それからこの2番目のですね、不動産のあれですけどもね、現行では資産価値が2千3百万以下ならば、自宅を使用している生活保護を受けられることにはなっていますが、生活保護受けている高齢者の死後ですね、その者の面倒を見なかったですね、子供らが自宅を相続をするというような矛盾もあるわけでありまして。

だから、なるべく資産を持っていて保護を受けるのではなくて、やっぱりそういう貸付制度によってある程度それで暮らしてくださいというような、これも一つの私はいいい方法ではないかというふうに感じるわけです。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見ございませんでしょうか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 私も1番と2番、総体的には3、4、5、6このへんのことはいいいんではないかと思うのですが、1番と2番についてはですね、1番については特にこの文言では議会が出す意見書としては問題があることが多いと思います。それに全国的にこういったことが、どんど

ん行われていると言え、そうでもないというような気もいたします。

そういったことで、譲って譲ってでもですね、この必要な人がきちんと生活保護利用できる、これらあたりですとなんとかなるのかなという感じがいたします。

それと2番目についてはですね、これはもう、賛否両論きつとわかれると思うのですが私としてはこれはいい制度ではないかと、そう思っております。

先ほど言いましたように、3、4、5、6については、私もそのとおりだと思います。

○委員長（中野敏勝） その他ご意見ございませんでしょうか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 先ずこの陳情項目の1番には、いろんな意見が出されていますけども、前段の三行はですね、三行といっても二行ちょっとですけども、これはすべて必要な人はきちっと生活保護が利用できることに改めることに対する、一種の主旨ですよ、説明文です。ですから、この水際作戦というのはですね、事実、報道の事実もありますから、否定はできませんけどもね、このことを全部うたってしまえば、このことが全て原因でということになりますから、私はそうじゃないと。確かにですね、この生活保護については、保護内容がですね、はっきり申し上げて考え方によっていろんな人がいると思いますけども、手厚すぎる部分も実際あると私は思いますし、逆にいったら、それに反して不正受給者という言葉が適切かどうかわかりませんが、本来、受けなくていいような人たちが受けているという事実もある。そして、逆にいうと、本来、受けてもらわなければいけないような人たちが沢山いるのに、そういう人たちが保護されていないという、矛盾も一杯あるんですよ。そのことは分かりますけども、今、他の委員からもでましたけども、やはり一つの意見書として出す場合はですね、こういった、誰が聞いても絶対的なという説明文であればいいんですけども、一部そういうことも理解できるという範囲ですから、私はやはり文言は整理する必要があるだろうなと。そうすれば、必要な人がという、先ほど言われた意見、ここの文章で全てが語れるだろうと思うのです。必要な人がきちっと生活保護を受けることができる、利用できるように改めてくれということ言えば私はこれで意味が通じるだろうと、先ず1番目はそう思います。

2番目なんですが、これは意見それぞれなんですけどもね、本来受けれるという人がですね、要するに生活保護の条件を満たしているんですけども、こういった制度があるから、こっちの制度を利用してはどうですかということですから、しなさいということですから、要するに、例えば権利からいうとですね、申請の権利ですとか、あと、受給の権利とかあるんですよ。あるんですけども、こういった制度がありますからという、置き換えの制度だと思うんですけどもね、このへんはもう少し、その申請の権利だとか受給の権利を考えたときにですね、もう少し慎重に私は考える必要があると思うのです。だから、確かにこのことよって、非常に結果として不利益を被っている方もいるんですよ。逆に言えば、これを利用して、この制度はいいねという人もいますよ。ですら、ここでいくと、これをただちに中止することとなっていますから。要するに切り捨てでありただちに中止するということは、このよって制度にほとんどの人が、こういう条件になっているという理解になってしまうのでね、ここは私達はこういった議会における委員会ではもう少しきちっとした判断をすべきということから考えたら、ちょっと表現が極端ではないかなと思います。それ以外については同じで、1番、2番についてはそういうことです。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今いろいろ意見が出されたんですが、そういう例えば水際作戦という表現ですとか、いろいろ引かかる点がある人がいるとは思っているんですけども、しかし、弁護士連合会なん

かも言っているんですが、今の意見にもありましたけども、本当に受けなきゃならない人が、やはり救われるような形にしていくのがね、やはり、これは最後の受け皿ですのね、このへんがやはり正常に機能するように求めるんだと思うのですよね。そうした点で確かに暴力団がこれを食べ物にしているとか、いろいろそういう問題がありますけどもね、それはまたそれで、別な対処の仕方をすべきだという点で思うので、善良な国民が、やはり生活保護を受けるということには、精神的にもすごく負い目を感じたりなんだりして、なかなか窓口にも行きにくいもんだと思うのですよね。その来たときに、やはり、いろんな対応の仕方があるものだから、氷山の一角、それが頂点であってね、その下には、それこそ水際作戦といわれるものが、広範に存在しているその一部分だと思うのですよね。だから、相談に行くということは、よっぽどのことだと思うのです。今言うように、ところが、その30%ぐらいしか申請することが出来ない。やはり、杉山委員が言われたように、一定の基準があるんでね、申請したらだれでも受けられるかといったら、そんなことはないんであって、申請をまずしてもらって、そして、ちゃんとね、審査してもらって受給につなげていくということでない、これがなかなか申請にいても、いろいろな理由で、今本当にいろんな条件で働けない条件になってきていますのでね、病気なんか抱えていたら、なお働けないという状況があるわけなんだけど、しかし、まだ若いんだから働けるのではないかということで、申請さえできないという状況がね、全国的に広範にあるから、弁護士連合会でも取り上げているわけでね、これは偏った立場から取り上げているのではないと思うのでね、自分たちの相談活動だとか、そういうのを通じてのことも書いてありますけどもね、そういうことをやっぱり考えたらね、こうした状況が全国的に進んでいきなかなか受けにくい状況になっているんだと。その結果が弁護士連合会が捕捉率が本当は受ける水準の生活にある人の実際に受けている人が20%だという数字も出しているわけでね、そういうことがきちっと考えなければならないと思うし、もし表現が適当でないというのであれば、意見書にするときにはね、そのへんをきちっとね、みんなで協議してできる表現に変えて出せばいい話なんですよ。だから申請書のどこが悪いここが悪いということじゃなくて、やはり陳情の願意はどこかということが、一番大切にすべきことであって、だから、この一番の問題なんかも、表現を工夫すれば十分に意見書にしていくことができるのではないかと思うのですよね。

是非、そうした意味で採択しいてほしいなと思います。

○委員長（中野敏勝） その他。藤原委員。

○委員（藤原 孟） 確かに文言が悪いから採択しないとかするとかということじゃなくて、とくにこの1番の、自治体の云々の言葉を書いて私達が委員会、私、委員としてね、どうするのが本当にあるとか、他の人に聞かれたときに、その全ての具体的なこととか、対応できないんで、私、この部分をとおすということにはならないかなと。ただ、3番とか皆さんいっているとおり、3番から6番に関しては、これは通常聞かれていることで、そういうことも精査しながら反対していきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩します。

（10：41 暫時休憩）

（10：47 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩をといて再開いたします。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 休憩中にいろんな意見が出されましたので、そのことについて、それを前提としてですね、願意については私は十分わかりますので、文言の整理をするということが必要な

と思います。1番については、前段の二行少しの文章を削除されてですね、必要な人がきちっと生活保護ができるように改めることと、(2)については、制度の見直しを図ること、要するに国の生活保護施策の後退と云々これについては、削除されて、見直しをはかることで終わるほうですね、範囲が広がりますので、そういう文言に変えられたらすんなりですね、願意を伝えられると思いますので、そのようにされたらどうでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 今、永井委員が言われたことなんですけども、1番と2番、このようなことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） それでは、もう一度確認いたします。

今の部分についてはですね、文言を整理して、採択ということよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議がないようですので、したがって陳情第7号は採択することに決定いたしました。

今の意見書案についてはですね、正副委員長に一任願いたくと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議がないようでありますので、委員会報告書についてはですね、正副委員長で作成したいと思います。

次に請願第1号に関して意見書案を作成しておりますので、お手元に配布してありますので、内容のご確認をしてですね、ご意見があればお願いします。

何かご意見ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 無いようでありますので、このとおり報告したいと思います。

次にその他、皆さんのほうからご意見ございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 無いようでありますので、本日の委員会はこれで終わります。

（10：51 閉会）